

● 東京都環境影響評価条例施行規則

改正 昭和五六年八月二四号日  
 昭和六〇年六月一日規則第一〇三号  
 昭和六二年三月三〇日規則第三一号  
 平成元年三月三一日規則第四五号  
 平成三年七月一日規則第一八九号  
 平成四年六月二五日規則第一四六号  
 平成四年九月三〇日規則第二〇五号  
 平成六年三月一一日規則第九号  
 平成一年三月一〇日規則第三五号  
 平成二年三月三一日規則第一八一号  
 平成三年三月三〇日規則第一八二号  
 平成四年三月二九日規則第六五号  
 平成四年七月三日規則第二二五号  
 平成四年九月一三日規則第二三三号  
 平成四年一二月六日規則第二八〇号  
 平成五年三月二十五日規則第八〇号  
 平成八年八月一〇日規則第一九二号

規則第一三四四号日

第三節 都民の意見を聴く会の運営等（第二十条—第二十四条）

第四節 事業者の意見を聴く会の運営等（第二十五条）

第五節 対象計画を策定した場合の報告等（第二十六条—第二十九条）

第六節 計画段階環境影響評価における手続の特例等（第三十一条—第四十六条）

第七節 変更の届出等（第四十七条—第四十九条）

第三章 事業段階環境影響評価の手続

第一節 調査計画書の作成等（第五十条—第五十五条）

第二節 調査計画書に関する周知及び意見（第五十六条—第五十八条）

第三節 環境影響評価の項目等の選定の報告（第五十九条）

第四節 評価書案の作成等（第六十条—第六十六条）

第五節 評価書案に係る見解書の作成等（第六十七条—第七十

東京都環境影響評価条例施行規則を公布する。

東京都環境影響評価条例施行規則

目次

条)

第六節 評価書の作成等（第七十一条—第七十三条）

第七節 変更の届出等（第七十四条）

第四章 事後調査の手続（第七十五条—第七十八条）

第五章 法の対象事業に係る手続等（第七十九条）

附則

第一章 総則

（趣旨）

（平一四規則二八〇・追加）  
（広域複合開発計画の面積等）

第一条 この規則は、東京都環境影響評価条例（昭和五十五年東京都条例第九十六号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第二条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

（対象事業の要件）

第三条 条例第二条第五号の規則で定める要件は、別表第一の第一

欄に掲げる事業の種類ごとに、同表の第二欄に定める内容及びこれに対応する第三欄に定める対象事業の規模とする。

（平一四規則二八〇・一部改正）

（個別計画の要件等）

第四条 条例第二条第六号の規則で定める要件は、別表第一の第一欄に掲げる事業の種類ごとに、同表の第二欄に定める内容及びこれに対応する第四欄に定める個別計画の規模とする。

2 条例第二条第六号の規則で定める基本的な事項は、建築物、工作物その他の施設（以下「施設」という。）の構造又は配置とする。

第五条 条例第二条第七号の規則で定める面積は、三十ヘクタールとする。

2 条例第二条第七号の規則で定める基本的な事項は、計画において想定する人口（以下「計画人口」という。）及び住宅用、業務用、商業用その他の用途別の土地利用の計画（以下「用途別土地利用計画」という。）とする。

（平一四規則二八〇・追加）

（環境影響評価の項目）

第六条 条例第九条の規則で定める環境影響評価の項目は、大気汚染、悪臭、騒音・振動、水質汚濁、土壤汚染、地盤、地形・地質、水循環、生物・生態系、日影、電波障害、風環境、景観、史跡・文化財、自然との触れ合い活動の場、廃棄物、温室効果ガス

D 「都令⑨X四一六五・六」

別表第一（第三条、第四条関係）（平一四規則二八〇・全改、平一五規則八〇・平一八規則一九二・一部改正）

## 対象事業及び個別計画の要件

事業の種類	内 容	対象事業の規模	個別計画の規模
一 道路の新設又は改築	(一) 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三条第一号の高速自動車国道又は同法第四十八条の二第一項若しくは第二項の規定により指定しようとする道路（以下「高速自動車国道等」という。）の新設	すべてのもの	
(二) 高速自動車国道等の改築（道路構造令（昭和四十五年政令第三百二十号）第一条第五号の車線（同条第六号の付加追越車線、同条第七号の登坂車線、同条第八号の屈折車線及び同条第九号の変速車線を除く。）の数が増加することをいう。以下同じ。）	改築する区間の長さが一キロメートル以上のもの。ただし、その区間の長さが一キロメートル未満であつても、高速自動車国道等の対象事業の一部として実施するもの又は対象事業を延長して実施するものは、軽微なものと除き、この限りでない。		
(三) 道路交通法（昭和三十五年法律第五百五号）第二条第一項第一号の道路（高速自動車国道等を除く。以下「その他の道路」という。）の新設	四車線以上で、かつ、その区間の長さが一キロメートル以上のもの。ただし、四車線以上で、かつ、その区間の長さが一キロメートル未満であつても、その他の道路の対象事業の一部として実施するもの又は対象事業を延長して実施するものは、	四車線以上で、かつ、その区間の長さが一キロメートル以上のもの	

			(四) その他の道路の改築	軽微なものを除き、この限りでない。
(三) 堤の改築	(二) 堤の新築	(一) ダム（河川の流水を貯留し、又は取水するため設置するダムに限る。）の新築	四車線以上（改築の結果四車線以上になるものを含む。）で、かつ、改築する区間の長さが一キロメートル以上のもの。ただし、四車線以上で、かつ、その区間の長さが一キロメートル未満であつても、その他の道路の対象事業の一部として実施するもの又は対象事業を延長して実施するものは、軽微なものを除き、この限りでない。	四車線以上（改築の結果四車線以上になるものを含む。）で、かつ、改築する区間の長さが二キロメートル以上のもの
增加する湛水区域の面積が三十七・五ヘクタール以上で、かつ、改築後の湛水区域の面積が七十五ヘクタール以上のもの	湛水区域の面積が七十五ヘクタール以上のもの	基礎地盤から堤頂までの高さが十五メートル以上で、かつ、通常貯留される流水の最高水位線によつて囲まれる区域（以下「湛水区域」という。）の面積が七十五ヘクタール以上のもの	四車線以上（改築の結果四車線以上になるものを含む。）で、かつ、改築する区間の長さが二キロメートル以上のもの	四車線以上（改築の結果四車線以上になるものを含む。）で、かつ、改築する区間の長さが二キロメートル以上のもの

## (四) 湖沼水位調節施設の新築

(五) 放水路(河川を開削し、流水を分岐して新たに放流する水路をいう。)の新築

河川法第六条第一項の河川区域の以上かつの幅が三十メートル以上で、長さが一キロメートル以上のもの又は七十五ヘクタール以上の土地の形狀を変更するも

全国新幹線鉄道整備法第二条の新幹線鉄道の建設を除くすべてのもの

改良する区間の長さが二キロメートル以上のもの（全国新幹線鐵道整備法第二条の新幹線鐵道に係る鐵道施設の改良を除く。）

改  
良  
す  
る  
区  
間  
の  
長  
さ  
メ  
ー  
ト  
ル  
以  
上  
の  
も  
の  
た  
だ  
し  
一  
キ  
ロ  
メ  
ー  
ト  
ル  
未  
満  
で  
あ  
つ  
て  
も  
、  
対  
象  
事  
業  
の  
一  
部  
と  
し  
て  
実  
施  
す  
る  
も  
の  
又  
は  
対  
象  
事  
業  
を  
延  
長  
し  
て  
実  
施  
す  
る  
も  
の  
の  
限  
り  
で  
な  
い  
。

### 三 レ 鉄道、軌道又はモノ ルの建設又は改良

(一) 条四号昭の十一年法律第七十一号(昭和二年法)  
う受十道六用号(昭和五年法律第七十一号)  
け年一項に以(昭和五年法律第七十一号)  
のる法との供下第和新五年法律第七十一号  
建軌律い專す二十六十幹線鐵道整備法  
設道第う用る鐵道第一年法(昭和二年法)  
七) 鉄道事業項法(昭和二年法)  
以十又道道事業項法(昭和二年法)  
下六は(以)軌道下くと(昭和二年法)  
一) 軌道の法(昭和二年法)  
軌道適(專同)う道九事(昭和二年法)  
と用大用条(事十業第)業二法(昭和二年法)  
いを正鉄第の業二法(昭和二年法)

すべてのもの

第九編 環境保全

第四章 環境影響評估

(東京都環境影響評価条例施行規則)

## 四 飛行場の設置又は変更

(一) 航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）第七十五条第一項の陸上飛行場若しくは自衛隊法（昭和二十九年法律第一百六十五号）第二条第一項の自衛隊（以下「自衛隊」という。）が設置する陸上飛行場（以下「陸上飛行場」という。又は同令第七十五条第一項の陸上ヘリポート若しくは自衛隊が設置する陸上ヘリポート（以下「陸上ヘリポート」という。）の新設	すべてのもの
(二) 陸上飛行場又は陸上ヘリポートの滑走路の新設又は位置の変更	すべてのもの
(三) 陸上飛行場又は陸上ヘリポートの滑走路の延長	すべてのもの

五  
の設置又は変更

(一)

発電所（火力、水力、地熱又は原子力による発電のため必要なダム、水路、貯水池、建物、機械、器具その他の工作物の総体をいう。以下同じ。）の設置

(二) 発電所の増設

電出力の合計が、火力による発電にあつては一万二千五百キロワット以上のもの、水力による発電にあつては二万三千五百キロワット以上のもの、地熱による発電にあつては七千五百キロワット以上のもの、原子力にすべてのものも

<p>四 送電線路の延長</p>	<p>(三) 電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）第一条第二項第一号の送電線路（架空線路のものに限る。以下「送電線路」という。）の設置</p>		
<p>電圧が十七万ボルト以上で、かつ、延長する区間の長さが一キロメートル以上のもの</p>	<p>電圧が十七万ボルト以上で、かつ、長さが一キロメートル以上のもの</p>	<p>増加する出力の合計が二百五十キロワット以上もの、地熱による発電にあつては五千五百キロワット以上のもの、水力による発電にあつては一万二千五百キロワット以上のもの、原子力にあつては七千五百キロワット以上のもの、原</p>	
			<p>D 「都令⑨K三七八五七」</p>


		八 工場の設置又は変更		
(一) 工場の増設		(一) 製造業（物品の加工修理業を含む。）に係る工場又は大気汚染防止法（昭和三十九年法律第二百四十七号）第二項の一般粉じん発生施設、同条第十二項のばい煙発生施設、同条第十一項の粉じん発生施設及び同条第十五項の特定粉じん発生施設、水質汚濁防止法（昭和四十三年法律第二百三十八号）第二条第一項の特定施設、同条第十九条第一項の特定施設、同条第二十一条第一項の特定施設及び工場（以下「工場」という。）の設置	(二) 石油貯蔵所の増設	(三) 危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六十二条第二号の屋外タンク号）第二条第二号の屋外タンク（原油、揮発油、灯油、重油を貯蔵するもの）の設置
增加する敷地面積が四千五百メートル以上で、かつ、増設後の敷地面積が九千平方メートル以上		工場の用に供する敷地面積が一千九百六十メートル以上又は建築面積が三千九百三十メートル以上	増加する貯蔵能力が一万五千キロリットル以上で、かつ、貯蔵能力の合計が三万キロリットル以上のもの	貯蔵能力の合計が三万キロリットル以上のもの
增加する敷地面積が九千平方メートル以上で、かつ、増設後の敷地面積が一万八千平方メートル以上		工場の用に供する敷地面積が一千八千平方メートル以上又は建築面積の合計が六千平方メートル以上のもの		D [都令⑨ K 四一六五・六]



(二) ごみ処理施設の増設		(三) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八条第一項のし尿処理施設（以下「し尿処理施設」という。）の設置	(四) し尿処理施設の増設	(五) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八条第一項の最終処分場（陸上において処理するものに限る。以下「一般廃棄物の陸上最終処分場」という。）の設置	(六) 一般廃棄物の陸上最終処分場の増設
増加するごみ処理施設の種類ごとの処理能力の合計が一日当たり百トン以上で、かつ、増設後のごみ処理施設の種類ごとの処理能力の合計が一日当たり二百トン以上のもの	ごみ処理施設の増設	處理能力の合計が一日当たり百キロリットル以上のもの	增加する処理能力の合計が一日当たり五十キロリットル以上で、かつ、増設後の処理能力の合計が一日当たり百キロリットル以上のもの	埋立処分の場所の面積（以下「埋立面積」という。）が一ヘクタール以上又は埋立容量が五万立方メートル以上のもの	増加する埋立面積が五千平方メートル以上で、かつ、増設後の埋立面積が一ヘクタール以上のもの又は増加する埋立容量が二万五千立方メートル以上で、かつ、増設後の埋立容量が五万立方メートル以上のもの

(七) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年六月二日政令第百三十三号)第七条第一款(以下「産業廃棄物の中間処理施設」といふ。)の設置	(八) 産業廃棄物の中間処理施設の増設	(九) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年六月二日政令第百三十三号)第七条第一款(以下「産業廃棄物の中間処理施設」といふ。)の設置	(十) 産業廃棄物の陸上最終処分場の増設
三方の産業廃棄物の中間処理施設に供する敷地面積が三千五百メートル以上又は建築面積が三千平方メートル以上のもの	増加する敷地面積が四千五百メートル以上で、かつ、増設後の敷地面積が一千五百メートル以上又は増加する建築面積が三千平方メートル以上で、かつ、増設後の建築面積が三千平方メートル以上のもの	平かがトル又は埋立面積が一ヘクタール以上で、かつ、埋立面積が五万立方メートル以上又は埋立面積が一千五百メートル以上で、かつ、埋立面積が五千平方メートル以上のもの	千で面もし立か二のメ方積の、方つ万も埋立增加する埋方かがに特メ、五つ定メ、增千又ト設立は増が一へト増平て害ル後方メ、増加する埋立面積が一ヘクタール以上で、かつ、埋立面積が五千平方メートル以上で、かつ、埋立面積が五千平方メートル以上で、が上立るだ万、が上後方の埋立面積が上立る

十一 埋立て又は干拓		公有水面埋立て法（大正十年法律第五十七号）第一条第一項の埋立て又は同条第二項の干拓	埋立て又は干拓の面積が十五ヘクタール以上のもの
十二 ふ頭の新設			
十三 住宅団地の新設			
十四 高層建築物の新築	建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第一号の建築物の新築	建築基準法施行令第二条第一項第六号（同号ロの規定を除く。）の建築物の高さが百メートルを超えるか、かつ、同項第四号（同号ただし書は適用しない。）の延べ面積が十万平方メートルを超えるもの。ただし、条例第四条第四項の規則で定める地域にあつては、同令第二条第一項第六号（同号ロの規定を除く。）の建築物の高さが百八十メートルを超えるか、かつ、同項第四号（同号ただし書は適用しない。）の延べ面積が十五万平方メートルを超えるもの。	係船岸の水深が十二メートル以上で、かつ、長さが二百四十メートル以上のもの

D [都令 三七八五七]

十八 百(昭和二十一年整 整理事業に規定号) する土地条法 区第律画一第法	整備と定号する事 流通業務市街地の 第二年法律市街地 第二项地に百(昭 造規十昭	十六 是变更卸売市場の設置又	十五 自動車駐車場の設 置又は変更
土地区画整理事業の施行	流通業務団地造成事業の施行	(一) 卸売市場法(昭和四十六年法) いう。の設置 (二) 卸売市場の増設	(一) 駐車場の増設 (二) 駐車場の設置するもの(以下「駐 車場」という。)の設置
地ものに面積が四十 ヘクタール以上で、かつ、増設後の敷 地面積が十ヘクタール以上のもの	すべてのもの	増加する敷地面積が五ヘクタ ル以上で、かつ、増設後の敷 地面積が十ヘクタール以上のもの	増加する同時駐車能力が千台以上(住 宅の居住者が利用する自動車の台 数を除く。)のもの
地の面積が四十 ヘクタール以上で、かつ、増設後の敷 地面積が二十ヘクタール以上のもの	すべてのもの	増加する敷地面積が十ヘクタ ル以上で、かつ、増設後の敷 地面積が二十ヘクタール以上のもの	増加する同時駐車能力が一千台以上(住 宅の居住者が利用する自動車の台 数を除く。)のもの

D [都令⑨X四一六五・六]

十九 法(昭和三十八年法律第百三十四号)第二条 第一項に規定する新住宅市街地開発事業	二十 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律(昭和三十三年法律第十九号)第二条第五項に規定する工業団地造成事業	二十一 都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第二条第一号に規定する市街地再開発事業	工業団地造成事業の施行	新住宅市街地開発事業の施行
二十三 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和五十年法律第六十七号)第二条第四号に規定する住街区整備事業	二十二 新都市基盤整備法(昭和四十七年法律第八十六号)第二条第一項に規定する新都市基盤整備事業	新都市基盤整備事業の施行	すべてのもの	すべてのもの
二十一 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和五十年法律第六十七号)第二条第四号に規定する住街区整備事業	二十二 新都市基盤整備法(昭和四十七年法律第八十六号)第二条第一項に規定する新都市基盤整備事業	新都市基盤整備事業の施行	すべてのもの	すべてのもの
二十一 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和五十年法律第六十七号)第二条第四号に規定する住街区整備事業	二十一 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和五十年法律第六十七号)第二条第四号に規定する住街区整備事業	新都市基盤整備事業の施行	すべてのもの	すべてのもの

二十六 鉱物の掘採		二十一 土地の造成を除く。)の項までに係る土地に掲かう。	二十二 土地の造成の項までに係る土地に掲かう。	二十三 土地の造成の項までに係る土地に掲かう。	二十四 土地の造成の項までに係る土地に掲かう。
号(律若 第和取二 三二(洗九 条十淨石 鉱年を法 物の律む。 掘第)第 採二又二 百は条十 八鉱の五 十業岩年 九法石法)	土 砂利 第一号の建 築	建築基準法第二条第一号の建築 用に供する目的で行う	建築物の建築の目的で行う	建築物の建築の目的で行う	(一) 第二種特定工作物の設置
クは、タ ー全體を 以上の中 の面積 が十 て面積	施工する 土地の区域 の面積に ある。	積場地等の 面積が四十 ヘクタール 以上にあつ ては、事業 区域上に樹 林の面積の 含むもの。	積場地等の 面積が四十 ヘクタール 以上にあつ ては、事業 区域上に樹 林の面積の 含むもの。	上区域の面 積が四十 ヘクタール 以上に增加 するもの。	積場地等の 面積が四十 ヘクタール 以上に樹林 の面積の含 むもの。
		事業区域の面 積が四十 ヘクタール 以上に樹林 の面積の含 む場合にあ つては、事 業区域上に 樹林の面積 の含むもの。	事業区域の面 積が四十 ヘクタール 以上に樹林 の面積の含 む場合にあ つては、事 業区域上に 樹林の面積 の含むもの。	上区域の面 積が四十 ヘクタール 以上に增加 するもの。	事業区域の面 積が四十 ヘクタール 以上に樹林 の面積の含 むもの。